

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付要綱

制定 令和5年3月3日付け健第1118号

(目的)

第1 この補助金は、難病特別対策推進事業実施要綱（平成10年4月9日健医発第635号。）及び感染症予防事業等国庫負担（補助）金交付要綱（平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002号。）に基づき、医療機関が臨床調査個人票を指定難病患者データベースにオンライン登録するにあたり、データベースに接続するために必要な環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「医療機関」とは、岩手県内において、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「難病指定医等」という。）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所をいう。
- (2) 「臨床調査個人票」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項に規定される診断書をいう。
- (3) 「指定難病患者データベース」とは、難病指定医等が指定難病患者の臨床調査個人票に記載する臨床情報等を登録し、収集した情報による難病の研究に有効活用するため、厚生労働省が整備を進めているデータベースをいう。
- (4) 「オンライン登録」とはインターネットを経由して、臨床調査個人票に記載する臨床情報等を指定難病データベースに、難病指定医等が登録することをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、規則第5条に定める補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の管理)

第6 補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」

という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得等財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(財産の処分に係る制限の期間)

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示384号)で定める耐用年数とする。

(立入検査等)

第8 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事は、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受けるものに対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間)これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率(当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。)を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

ない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

別表第 1 (第 3 関係)

補助対象経費	基準額	補助額
医療機関が行う臨床調査 個人票電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料及び備品購入費	1 医療機関あたり 100,000 円	ア 基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない額を選定する。 イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない額に2分の1を乗じた額を補助額とする。

別表第 2 (第 11 関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	1 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付申請書 2 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金所要額調書 3 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業計画書 4 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他知事が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	1 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業変更(中止・廃止)承認申請書 2 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金所要額調書 3 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業計画書 4 その他知事が必要と認める書類	第 4 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から 10 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	1 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金実績報告書 2 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金精算額調書 3 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業実績書 4 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金請求書 5 添付書類 (1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書 (2) その他知事が必要と認める書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号 第 6 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	当該事業を完了した日(規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日)から 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日

様式第 1 号 (別表第 2 関係)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

補助事業者
所在地
名称
代表者氏名

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付申請書

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金所要額調書（様式第 2 号）
- 3 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業計画書（様式第 3 号）
- 4 添付書類
(1) 収入支出予算書抄本又は事業収支計算書
(2) その他知事が必要と認める書類

様式第2号(別表第2関係)

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金(所要額・精算額)調書

(補助事業者名)

施設名	(A) 総事業費	(B) 寄附金その 他の収入額	(C) 差引額 ((A)-(B))	(D) 基準額	(E) 対象経費の 支出予定額	(F) 選定額 〔(D)と(E)のい ずれか少ない額〕	(G) 県補助基本額 〔(C)と(F)のい ずれか少ない額〕	(H) 県補助所要額 〔(G)×1/2〕
	円	円	円	円	円	円	円	円
合 計								

(注)1 「県補助所要額」の算出に当たって、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。

様式第3号（別表第2関係）

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業（計画・実績）書

1. 施設の名称
2. 施設の所在地
3. 整備の内容

品名	銘柄	規格	員数	単価	金額	備考
1. 補助対象事業分				円	円 0 0 0 0 0 0	
小計	—	—	—	—	0	—
2. 補助対象外事業分				円	円 0 0 0 0	
小計	—	—	—	—	0	—
合計	—	—	—	—	0	—

様式第4号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

補助事業者
所在地
名称
代表者氏名

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業変更（中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知の
あった岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業の実施について、次の理由により事業を
変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

理 由

添付書類

- 1 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金所要額調書（様式第2号）
- 2 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業計画書（様式第3号）
- 3 その他知事が必要と認める書類

様式第 5 号 (別表第 2 関係)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

補助事業者
所在地
名称
代表者氏名

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金実績報告書

このことについて、岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付要綱別表第 2
により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額 金 円
- 2 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金精算額調書 (様式第 2 号)
- 3 岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業実績書 (様式第 3 号)
- 4 添付資料
 - (1) 収入支出決算書抄本又は事業収支計算書
 - (2) その他知事が必要と認める書類

様式第 6 号（別表第 2 関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

補助事業者

所在地
名称
代表者氏名

岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあ
った岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業が完了したので、岩手県補助金交付規則（昭
和 32 年岩手県規則第 71 号）の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

金 円

様式第7号（第10関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

補助事業者

所在地

名称

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付決定の通知があった岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金について、岩手県臨床調査個人票電子化等推進事業費補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要（国庫）補助金返還相当額）

金 _____ 円

4 添付書類

(1) 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳

(2) (1)の積算根拠となる資料（確定申告書の写し等）